

令和8年4月に中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

富谷市教育委員会

就学援助制度の「新入学用品費」の 入学前支給について

富谷市では、経済的な理由から、小中学校に通うお子様の学用品費等の支払いにお困りのご家庭について、その費用の一部を援助する制度を設けています。
就学援助制度のうち、入学に必要な「新入学用品費」の支給を入学前の1月に行います。

1 申請方法・申請期限

令和7年度就学援助制度について、既に認定を受けている方は、再度申請いただく必要はございません。ただし、**私立学校やインターナショナルスクール等公立中学校以外へ進学予定の方は、支給対象外となりますので、下記の問い合わせ先まで必ずご連絡ください。**（支給後に判明した場合は返還が必要です。）

また、現在、認定を受けておらず申請を希望される方は、お子様が通学する富谷市立小学校及び富谷市教育委員会 学校教育課に備え付けの就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、**下記の申請期限までにお子様が通学する富谷市立小学校、もしくは富谷市教育委員会 学校教育課あてに提出願います。**

申請期限 令和7年12月12日（金）

2 対象制度

対象となる制度は2つです。詳細については、制度ごとに異なりますので、裏面フローチャートをご覧くださいのうえ、該当になり得る制度のご案内（別紙）にて確認をお願いいたします。

①就学援助制度

②就学援助（被災）制度

3 支給額・支給日等

支給額：児童1人につき 63,000円（定額）

支給日：令和8年1月30日（金）（予定）

支給方法：申請書に記載いただいた口座に直接振り込みます。

※令和7年10月時点での予定のため、一部変更となる場合があります。

4 お問い合わせ先

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

富谷市教育委員会 教育部 学校教育課

TEL：022-358-0521

